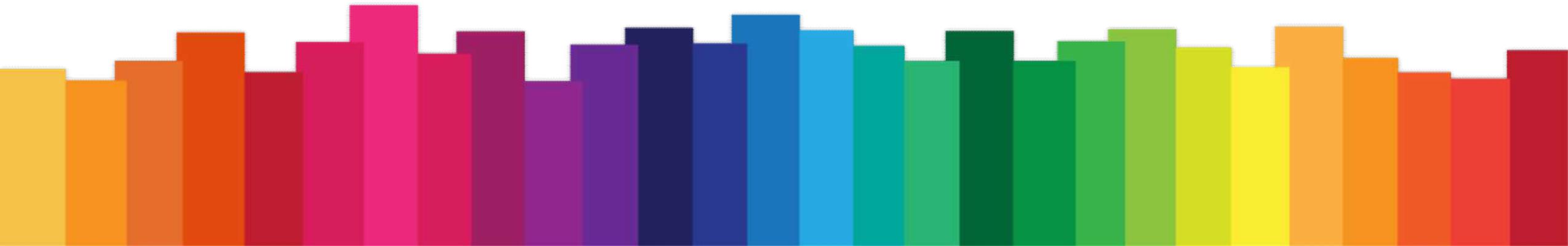




居宅介護支援事業所から 問い合わせが多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課



ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

質問内容

ケアプラン作成において、どのような場合が軽微な変更にあてはまりますか？



ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

- ① 担当介護支援専門員が変更になる場合（事業所は同じ）
- ② 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更
- ③ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合



**すべて軽微な変更
該当すると考えられる**

ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

① 担当介護支援専門員が変更になる場合（事業所は同じ）

⇒ 契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

② 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更

⇒ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

③ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

⇒ 第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（ケアプラン作成）

「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第12号（担当者に対する個別サービス計画の提出依頼）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。



アセスメントが必要

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

質問内容

サービス担当者会議を実施しなくてもよいような軽微な変更は、どのようなものが該当しますか？



ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

- ① サービス利用回数の増減
- ② ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議
- ③ 利用者の状態に大きな変化が見られない場合



**すべて軽微な変更
該当すると考えられる**

ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

① サービス利用回数の増減

⇒ 単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられる。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

② ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議

⇒ ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

③ 利用者の状態に大きな変化が見られない場合

⇒ 「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。そのうえで総合的に勘案し、判断すべきものである。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの軽微な変更（サービス担当者会議）

ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

関連法規：居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（令和3年3月31日老介発0331第1号、老高発0331第2号、老認発0331第3号、老老発0331第2号）別紙 21 別添「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」

ケアプランの本人署名について

質問内容

ケアプランの本人署名について、本人に身寄りがなく且つ本人が意思表示ができない場合、どのようにすればよいか？

⇒ 成年後見人等を立てる、または、複数人で本人同意を代筆することが望ましい。

暫定ケアプランの連携について

質問内容

暫定ケアプラン作成時にあらかじめ地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携を取っている場合で、暫定ケアプランと認定結果が異なる場合（要支援→要介護または要介護→要支援）は、引継ぎを受けた居宅介護支援事業所が一連の業務を行ったものとみなす、となっているが、具体的にどのように連携すればよいか？

暫定ケアプランの連携について

⇒ アセスメントや担当者会議等に同席したり、ケアプラン原案を共同で作成したりを想定している。

たとえば、「アセスメントを行いました」、「担当者会議が終わりました」など、一方的に報告するだけでは、連携したとは言えない。



暫定ケアプランの連携について

質問内容

連携をとっていた事業所または本人の都合により、別の事業所が担当することになった場合、暫定ケアプランの取扱いはどのようになるか？



暫定ケアプランの連携について

⇒ 連携を取っていることを想定した取扱いのため、原則、そのまま別事業所に引き継ぐことはできない。

連携前に、連携する事業所及び本人と確認を行うこと。そのうえで、変更する場合は、連携していた事業所から別事業所へ引き継ぐことが妥当である。

訪問介護の回数について

質問内容

本人様(要介護1)の身体状況及び環境を勘案し、ケアプランに訪問介護(生活援助)を1月あたり30回ほど位置付けたいと考えているが、可能か否か。

⇒ 当該ケアプランを市に届け出る必要がある。

訪問介護の回数について

訪問介護（生活援助）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であるため、一定回数以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性をケアプランに記載するとともに、当該ケアプランを市町村に届け出なければならない。

関連法規：運営基準第13条第18の2号、運営解釈第2 3(8)⑳

訪問介護の回数について

要介護度	回数(1月あたり)
要介護1	27回
要介護2	34回
要介護3	43回
要介護4	38回
要介護5	31回

関連法規:厚生労働省告示第218号(平成30年5月2日)

(補足) 居宅サービス等合計単位数の割合について

事業所において作成されたケアプランに位置付けられたサービス費(指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費)の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所のケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該ケアプランを市町村に届け出なければならない。

モニタリングの実施について

質問内容

担当ケアマネが病気等によりモニタリングが実施できなかった場合、「特段の事情」に該当しますか？



該当しません



モニタリングの実施について

「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

関連法規：運営基準第13条第14号、運営解釈第2 3(8)⑮

サービス利用について①

質問内容

ショートステイを日帰りで利用することはできるか？

⇒ ショートステイの性質上、日帰りで利用することは、妥当ではない。

サービス利用について②

質問内容

デイサービス利用からのショートステイ利用はできるか？

⇒ 本人及びその家族の状況を勘案し、緊急やむを得ない場合を除き、妥当ではない。

サービス利用について③

質問内容

歩行器と車いすの併用、または、歩行器を2台以上利用することはできるか？

⇒ 本人の身体状況を勘案し、必要な場合は可能であるが、適当ではない。また、可能な場合も、短期間でのモニタリング等が必要である。

サービス利用について④

質問内容

複数の事業所でデイサービスを利用することはできるか？

⇒ 本人の身体状況を勘案し、必要な場合は可能であるが、当市では適当ではないと考える。また、可能な場合も、短期間でのモニタリング等が必要である。

サービス利用について⑤

質問内容

週末は子の家で過ごすため、自宅とは別に手すり等をレンタルすることは可能か否か？

⇒ 福祉用具貸与は居宅での利用を想定しているため、居宅以外での利用は妥当ではない。

休みに伴う従業員等の員数について

質問内容

休暇等で休みを取得した従業員等の員数の取扱いを知りたい。

⇒ 常勤換算方法により配置する従業員に関しては、休暇等の期間が暦月で1月を超えるもの※1でない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うことができる。※2

休みに伴う従業員等の員数について

例えば、従業員が常勤換算方法で5必要にもかかわらず、複数名が休暇する場合などは、運営基準上問題ないとしても、適切なサービス提供を行えているとは言えないため、留意すること。

※1...例えば、1月15日～2月15日までの休暇等は取扱いに含められるが、1月1日～1月31日の休暇等には取扱いには含まれない。

※2...非常勤職員や「提供日ごとに～」や「時間を通じて～」などで配置すべき職員は、この取扱いには含まれない。

関連法規:「事務連絡 運営基準等に係るQ&Aについて(H14.3.28)」I

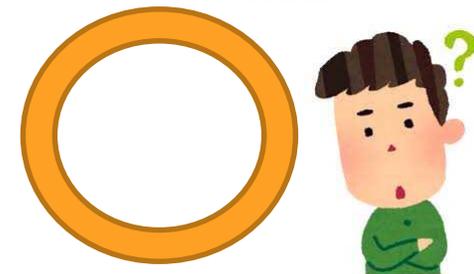
特定事業所加算の人員について

質問内容

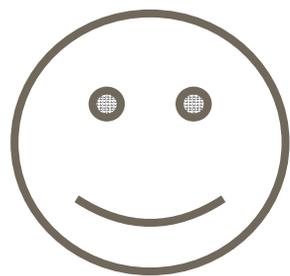
特定事業所加算の要件にある人員について、当該事業所のケアマネを兼務している管理者（主任介護支援専門員）は、含めることはできないか？

⇒ 主任介護支援専門員である管理者であれば、含めることができる。

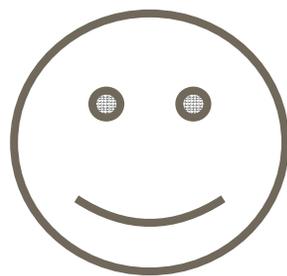
特定事業所加算の人員について



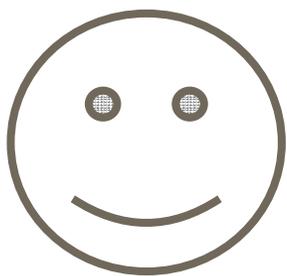
例) 特定事業所加算 I の場合 (主任介護支援専門員 2 名以上、介護支援専門員 3 名以上)



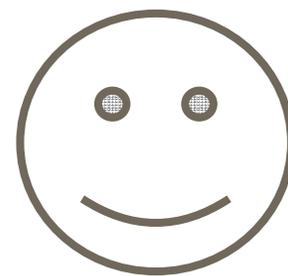
A 居宅介護支援事業所
主任介護支援専門員
(管理者兼務)



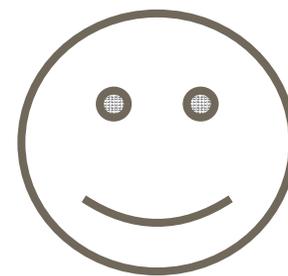
A 居宅介護支援事業所
主任介護支援専門員
(専従)



A 居宅介護支援事業所
介護支援専門員
(専従)

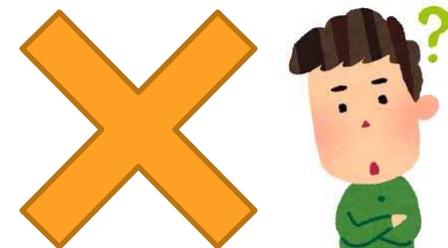


A 居宅介護支援事業所
介護支援専門員
(専従)

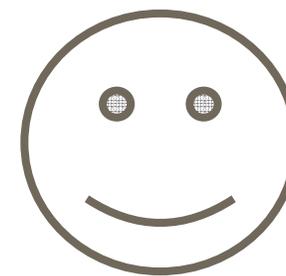
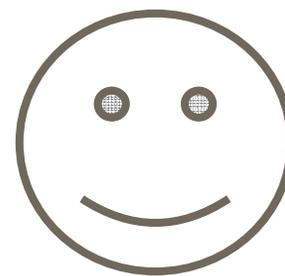
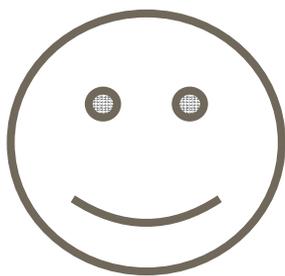
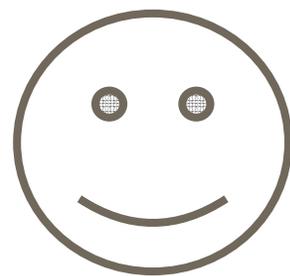
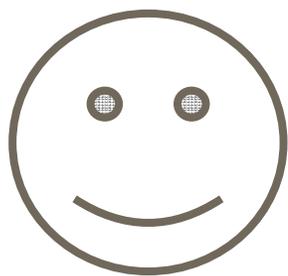


A 居宅介護支援事業所
介護支援専門員
(専従)

特定事業所加算の人員について



例) 特定事業所加算 I の場合 (主任介護支援専門員 2 名以上、介護支援専門員 3 名以上)



A 居宅介護支援事業所
主任介護支援専門員
(管理者兼務)

A 居宅介護支援事業所
主任介護支援専門員
(専従)

A 居宅介護支援事業所
及び
B 居宅介護支援事業所
介護支援専門員の兼務

A 居宅介護支援事業所
介護支援専門員
(専従)

A 居宅介護支援事業所
介護支援専門員
(専従)